

バレーボール部規約

- 第1条 本団体は、バレーボール部と称する。
- 第2条 本団体は、バレーボールというスポーツを通して、人との交流を深め、健康的な大学生活を送ることを目的とする。
- 第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。
- 第4条 会費は、一人当たり年額2000円とし、新年度4月中に徴収することとする。但し、年度途中に加入した者は、入会后1ヶ月以内に納入することとする。
- 第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。但し、再任を妨げない。
- 1) 部長1名 …本団体を代表する
 - 2) 副部長2名…部長を補佐し、部長に事故等あるとき若しくは不在の時その職務を代行する。
 - 3) 会計1名 …会計事務を処理する。
- 第6条 本規約に定めのない事項については全部員で会議を行い、それにより決する。
- 第7条 本規約は、全部員の多数決により改廃される。

附則

本規約は、平成12年6月14日から施行する。

本規約の一部を改正し、平成27年4月1日から適用する。